

# 1. 木古内町における企業誘致の状況について

## <遊休地のご提案について>

### ■遊休地について

木古内町の中心部である駅前通り並びに中央通りは、遊休地が存在します。

また、木古内町では、土地の区画整理は行っておらず、町有地、民有地等について個別に相談にご相談させていただき状況です。

民有地については、町が窓口となり対応させていただきます。

### ■郊外の遊休地

木古内駅前以外においても、町内の複数の場所に町有地、民有地の遊休地が存在しています。

## <事務所のご提案について>

### ■事務所について

木古内町には、これまで事務所として活用されていた建物が複数存在します。

所有については、民間事業者となりますが、町が窓口となり対応させていただきますので、遊休地と同様にお気軽にご相談ください。

## 2. 木古内駅周辺の状況について

木古内町では、JR木古内駅から徒歩4分のところに、企業誘致予定地(町有地)を用意しています。企業誘致予定地の地番は、「本町243番地1」「本町244番地1の一部」です。



### 3. その他の企業誘致候補地について



・この他にも企業誘致候補地がございます。詳細はお問い合わせください。